

平成30年

第14回 農業委員会総会（月例会）議案

平成30年12月7日

前橋市農業委員会

平成30年 第14回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 平成30年12月7日 午後1時58分
- ・閉会日時 平成30年12月7日 午後3時29分
- ・開催場所 市庁舎7階 農業委員室

・出席委員（22名）

1番 下田 将文	2番 市花 宏之	4番 奥野 和子	5番 松島 敏男
6番 大島 俊典	7番 田島 悦夫	8番 星野 和幸	9番 小堀 清
10番 木村 謙	11番 関根 由彦	12番 澁澤 聖一	13番 坂庭 常男
14番 北爪 きよ子	15番 青木 朱美	17番 萩原 秀治郎	18番 深町 富士雄
19番 岡田 重雄	20番 須田 一男	21番 石村 利夫	22番 江原 弘
23番 関口 喜弘	24番 堀越 恒弘		

・欠席委員（1名）

16番 井上 隆

・遅刻委員（1名）

3番 矢端 晴美（2時55分着席）

・事務局出席者

事務局長 青木 一宏 補佐 齋藤 孝朗 補佐 瀬戸 浩 副主幹 深澤 直純
副主幹 内田 貴美 副主幹 高山 幸治 主任 井上 一則 主任 冨澤 和則

・付議事件

- (1) 議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第67号 農地法の規定による許可の取消しについて（4条）
- (3) 議案第68号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (4) 議案第69号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (5) 議案第70号 農地一時転用許可期限延長願いについて（5条）
- (6) 議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (7) 議案第72号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- (1) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 現況証明交付状況について
- (5) 農地法第4条、第5条の規定による意見聴取結果について
- (6) 平成31年度市農業施策等に関する意見の回答について

青木局長 お揃いになりましたので、これより平成30年第14回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者は、16番 井上 隆委員の1名であります。また、遅刻の通告者は、3番 矢端 晴美委員の1名であります。従いまして、在任委員24中22名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、堀越会長よりご挨拶をお願いいたします。

堀越会長 ◇(挨拶)
青木局長 会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、堀越会長よろしくをお願いいたします。

議 長 《堀越会長、議長に就任》
 それでは、平成30年第14回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。19番 岡田 重雄委員、21番 石村 利夫委員をお願いいたします。
 それでは議事に入ります。議案第66号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から12番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
 なお、整理番号2番については、申請関係者に大島委員が該当しますので、大島委員の退室をお願いします。

議 長 それでは始めに、整理番号2番について、事務局の説明をお願いします。
深澤副主幹 ◇(議案書・地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明)
 以上、整理番号2番は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇(意見、質問等なし)

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇(挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第66号・農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号2番を許可とすることに決定いたします。
 それでは、大島委員の入室を許可します。
 次に、議案第66号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番、3番から12番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹 ◇(議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明)
 整理番号5番、一般法人の新規参入解約条件付。整理番号6番、一般法人、解約条件付。以上、整理番号1番、3番から10番、12番は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。整理番号11番、営農型太陽光発電につきましては、事務処理基準に基づく許可基準を満たしております。

議 長 なお、整理番号5番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

14番委員 現地案内図3条5番をご覧ください。申請地は群馬県畜産試験場から東へ約230mに位置
(1班班長) し、周囲を農地に囲まれた農振農用地域内の農地です。申請には筆頭取締役が来られました。申請法人はLPガス販売を主とし、イタリアからの輸入品の販売を行っています。年間売上16億円、従業員55名、設立期より64期続いています会社です。今後は農業参

入により事業を拡大していく計画です。申請法人は前橋市と友好都市のイタリアのオルヴィエート市で、ぶどうとオリーブの栽培をしております、オルヴィエート市は前橋市と環境がよく似ている土地ですので、オリーブ栽培をしてみたいと申請。イタリアにある会社の敷地内で、オリーブを植え実績をあげている事、営農計画に実現性があり、将来は「赤城の恵み」のブランド品をめざしている等、本人の強い意志もある事から調査班として、許可相当と判断いたしました。

議長 以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

18番委員 整理番号11番、作物は何を栽培しているのですか。

高山副主幹 作物については、5条で説明があります。

議長 その他、ご意見等ございませんか。

18番委員 整理番号5番、新規参入で契約期間10年、実の収穫に5年から6年との事ですが、契約10年というのは、何か解約条件付で制約があるのですか。

深澤副主幹 特にありません。

18番委員 更新すればよいですが、契約年数がもっと必要では。寒さに強い品種が必要になるかと思いますが、品種は聞いていますか。

14番委員 苗木の品種はフランドイオ、モライオーラです、環境が似ている前橋に適した品種を植えます。申請地は荒廃地ですが、整地は重機を借入、主に自力で行なう。

(1班班長) 市の遊休農地の解消ですか。補助金は。

議長 補助金は貰いません。待てないということです。

1班班長 お金をかけず、自社で機械の操作の研修を兼ねながら整地をしますので、補助金の対象にはなりません。

深澤副主幹 現状はどの様になっていますか。

議長 木が生えています。

議長 イタリアでは既に栽培しているのですか。

7番委員 父親が行なっており、苗も父親が送ってきます。

10番委員 油を絞る機械は。

1班班長 100万円くらいで、植付けをして3年後くらいにオイル絞り機を導入予定です。

議長 その他、ご意見等ございますか。

18番委員 整理番号6番、契約期間3年ですが、現在の状況は。

深澤副主幹 遊休農地です。解約条件つきですので、他に借りている土地が3年ですので、合わせているかと思われます。

14番委員 整理番号6番の規模の確認。

9番委員 整理番号9番、年間賃借料が高い様ですが、どの様な作物を栽培するのですか。

深澤副主幹 露地野菜・白菜を中心に栽培して行きたいとの事です。

議長 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番、3番から12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長+ 全員賛成でありますので、議案第66号・農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番、3番から12番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第67号・農地法の規定による許可の取消し4条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

富澤主任 ◇(議案書・地目、面積、許可日、転用目的、取消理由を朗読、説明)

議 長 なお、整理番号1番については、現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

14番委員 現地調査を実施し、農地であることを確認いたしましたので、調査班としては許可を取消しても問題ないと判断いたしました。

(1班班長)

議 長 以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議 長 ◇(意見、質問等なし)

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇(挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第67号・農地法の規定による許可の取消し4条許可については、整理番1番を承認とすることに決定いたします。

 次に、議案第68号・農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から6番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

富澤主任 ◇(議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明)

 整理番号1番から6番は、農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

9番委員 整理番号3番、転用目的の確認。

8番委員 整理番号4番、露天育苗作業場の舗装とハウス内の舗装の転用の違い。

議 長 ハウス内の舗装は転用の必要はなく、農地扱いになります。

 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から6番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇(挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第68号・農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から6番までを許可とすることに決定いたします。

 次に、議案第69号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番、2番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹 ◇(議案書・順次、地目、面積、変更内容、契約内容、申請理由を朗読、説明)

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議 長 ◇(意見、質問等なし)

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番、2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇(挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第69号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番、2番を承認とすることに決定いたします。

 次に、議案第70号・農地一時転用許可期限延長願い5条許可について、整理番号1番、2番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹 ◇(議案書・順次、地目、面積、延長期間、申請理由を朗読、説明)

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議 長 ◇(意見、質問等なし)

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番、2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)
議 長 全員賛成でありますので、議案第70号・農地一時転用許可期限延長願い5条許可については、整理番号1番、2番を承認とすることに決定いたします。
次に、議案第71号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から39番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
なお、整理番号3番については、申請関係者に木村委員、坂庭委員が該当しますので、木村委員、坂庭委員の退室をお願いします。

議 長 それでは始めに、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。
高山副主幹 ◇(議案書・地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明)
なお、整理番号3番は、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議 長 ◇(意見、質問等なし)
ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号3番を許可とすることに賛成方の挙手を求めます。

議 長 ◇(挙手)
全員賛成でありますので、議案第71号・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号3番を許可とすることに決定いたします。

議 長 それでは、木村委員、坂庭委員の入室を許可します。
次に、議案第71号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番、2番、4番から39番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹 ◇(議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明)
34番、35番、開発未了のため保留。
なお、整理番号1番、2番、4番から33番、36番から39番は、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長 なお、整理番号27番、34番、35番、38番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

14番委員 (1班班長) 現地案内図5条27番をご覧下さい。申請地は前橋市東消防署から北東約100mに位置し、東側は宅地、南側は宅地と田、北側と西側は田に囲まれた小集団農地の辺縁部位置する第二種農地です。申請法人は前橋市及び前橋市周辺地域で、主に不動産の売買、仲介業務を行なっている会社です。年間売上は約2億円、10棟から12棟の販売をしています。申請理由は、申請地の周辺地域は宅地化が進んでおり、住宅の需要が見込まれるため、譲渡人へ分譲住宅用地として譲受したいと申し出たところ快諾を得たので申請しました。回りをフェンスで囲み、汚水、雑排水は合弁浄化槽で浄化し雨水、排水と共に道路側溝へ放流、建物は北側農地より2m離して建てる等、付近の農地、作物等の被害防除策もとられている事、周辺にコンビニや大型スーパー、ホームセンター等があり、分譲住宅としての需要が見込まれるため調査班としては許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条34番、35番をご覧下さい。申請地は前橋協立病院から南西約130mに位置し、北側と西側は道路を挟んで宅地、東側と南側は田に囲まれた、小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。面接には、代理人の顧問の方と設計士の方が来られました。申請法人は油類を主とする会社です。会社全体の売上実績はA社、B商事、C商事の関連会社なので、全体は把握できておりません。前橋市内での店舗は15ヶ所。申請地の売上見込高、油類合計で約600KL、年間約8,100万円を見込んでおります。申請理由は、交通量

が多く24時間セルフサービスのスタンド建設に最適な場所と選定しました。回りにコンビニや大型スーパー等が出店予定で地域一環となる沿道サービス事業と認められ、周辺農地や用排水路に影響が無い事を確認しましたが、開発協議が済んでいないため今回は保留とし、次回に審議を行なうこととします。

現地案内図5条38番をご覧ください。申請地は上毛電鉄赤坂駅から北約680mに位置し西側は太陽光発電施設、他は農地に囲まれた農振農用地内の農地です。面接には代理人2名が来られました。営農者は営農型太陽光発電施設の下で、タマリユウを3年間栽培しておりましたが販売には至りませんでした。今回は原生林あしたばを栽培して収益を得られ様、営農計画が出されており再度努力して頑張るとの事です。調査班としては1年間期限付きの許可相当と判断いたしました。なお、補足説明を事務局からお願いします。

高山副主幹

通常一時転用は3年間まで認められますが、1年間にいたしました理由は、現在の営農状況を見ますと、3年間の更新では厳しい状況ですので、1年間様子を見させていただき、事務局から調査班に提案を致しました。今回作付け予定の原生林あしたばは、4月頃に定植を行ないますと、7月～11月までに収穫ができるとの事です。次回の更新時の1年間で、営農状況及び販売実績が確認できると考えております。なお、高崎市にも同様の更新申請がされており、足並みを揃え1年間更新をすすめるとの事です。今回の更新後適切な営農が行なわれず1年後の更新が認められない場合は、パネルの撤去を行なう旨を理解していただき、今後は適切な運営を行なう様、調査班の農業委員さんより強く指導していただきました。さらに、許可条件違反の扱いとして転用許可の取消を行なうことが可能になりましたので、その場合、経済産業省に通報することで、認定の取消(売電の取消)が出来る様になりました事も営農者にお伝えしました。

議 長

暫時休憩といたします。

(※休憩)

議 長

再開いたします。

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

18番委員

整理番号5番、一般住宅で売買、250㎡以下ですが例外案件ですか。

高山副主幹

開発のない地域ですので下限はありません。

議 長

その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号34、35番を保留とし、整理番号1番、2番、4番から33番、36番から39番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第71号・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号34番、35番を保留とし、整理番号1番、2番、4番から33番、36番から39番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第72号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について審議をお願いします。

内田副主幹

◇(議案書、順次、土地の状況、利用目的、面積等を朗読、説明)

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇(意見、質問等なし)

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第72号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第72号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。

次に、協議事項（1）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹

相続税納税猶予の特例の適用を受けたのち、農業経営を20年間継続したとして、来年度に当該猶予税額の免除が見込まれる事案について、前橋税務署長から「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」照会がありました。

つきましては、今回の調査対象者9名の特例農地の状況について、事務局職員が現地確認をいたしました。利用状況報告書により報告いたしますので、報告のとおり税務署へ回答してよろしいか、協議をお願いいたします。

現地確認は、全41筆を11月6日、12日に実施しました。その結果、整理番号1番、2番、4～9番については、対象農地全筆農地として利用されていることを確認いたしました。整理番号3番については、対象農地6筆のうち4筆は農地として利用されていることを確認いたしました。1筆については一部に豚舎が建っており、もう1筆は転用済みで堆肥舎となっております。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

18番委員

豚舎、堆肥舎は農地では、問題があるのですか。

深澤副主幹

農業用であれば基本的には問題はありませんが、ご本人が届出されておられません。現状の報告をさせていただきます。

議 長

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、報告のあった通りの内容で、確認書を税務署に提出することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、協議事項（1）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認については、ただいまの報告内容による確認書を税務署に提出することに決定いたします。

議 長

次に、29ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（4）までの内容は、

○法第4条の届出書の受理状況	7件
○法第5条の届出書の受理状況	38件
○法第18条第6項の規定による通知書の交付状況	15件
○現況証明交付状況	2件

です。

報告事項（5）は、11月総会において許可とした法第5条の農地転用4件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

次に報告事項（6）、平成31年度農業施策等に関する意見の回答について事務局の説明をお願いします。

齋藤補佐

◇（説 明）

1・農業災害時の対応について、2・限定農業者支援について、3・就農者支援の拡充について、4・野生鳥獣による被害対策について、5・前橋産農畜産物の販路拡大について。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

5番委員

4、地域によっては1戸でも要件を緩和し対応することを進めていただきたい。

議 長

その他、ご意見等ございませんか。

◇（意見、質問等なし）

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（総会閉会午後 3 時 2 9 分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年12月7日

議長

署名人

署名人